第10期計画の記載イメージ、課題整理・検討の進め方

• 中山間・人口減少地域に関する対応

➢ 特例介護サービスの新たな類型の導入検討など、地域の実情に応じたサービス提供体制の維持・確保の方策を計画に位置づける。

（注１）取組状況について、例年実施している各地方厚生（支）局における介護保険事業計画に関する都道府県ヒアリングに合わせて、フォローアップを予定。

（注２）お示しする段取りは一例であり、既に具体的な取組を開始している都道府県においては、引き続き当該取組を継続いただいて差し支えない。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

特定地域と事業所・利用者の関係

改正後の介護保険法（平成９年法律第123号）（抄）

（特例居宅介護サービス費の支給）

第四十二条

三　居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスであって、**特定地域**（人口の減少その他の厚生労働省令で定める基準に該当する地域として都道府県が定めるものをいう。以下同じ。）**に所在し、かつ、指定居宅サービスの事業に係る基準のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所**により行われるもの（以下この条において「特定地域居宅サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

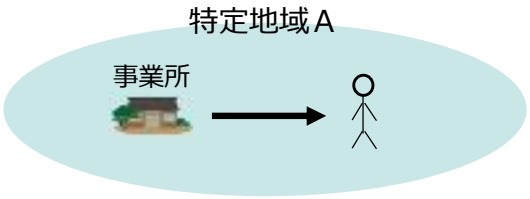
このほか、施設系サービスにおける新たな類型※等とあわせて、「特定地域サービス」と総称
（※）「特定地域介護福祉施設サービス」等

（地域支援事業）

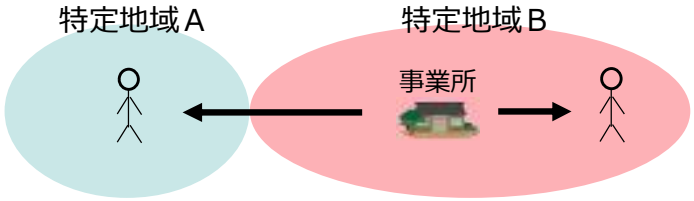
第百十五条の四十五

３　**その区域内に特定地域がある市町村**は、介護予防・日常生活支援総合事業及び前項各号に掲げる事業のほか、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める居宅サービス若しくは介護予防サービス又はこれらに相当するサービスを行う事業（以下「特定地域居宅サービス等事業」という。）を行うことができる。

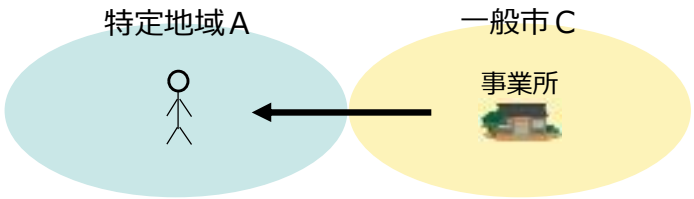
一　**当該市町村の区域内にある特定地域の区域に住所を有し、かつ、要介護認定を受けた被保険者**のうち、居宅において介護を受けるもの　訪問介護、訪問入浴介護、通所介護又は短期入所生活介護



	特定地域サービス	特定地域居宅サービス等事業
実施の可否	○ （事業所が特定地域に所在）	○ （利用者が特定地域に住所を有する）
事業所の手続き※１	Ａに登録※２	Ａと契約



	特定地域サービス	特定地域居宅サービス等事業
実施の可否	○ （事業所が特定地域に所在）	○ （利用者が特定地域に住所を有する）
事業所の手続き※１	Ａ・Ｂの双方に登録※２	Ａ・Ｂの双方と契約 （Ａ・Ｂによる事業の共同運営）



	特定地域サービス	特定地域居宅サービス等事業
実施の可否	× （事業所が特定地域に所在しない）	○ （利用者が特定地域に住所を有する）
事業所の手続き※１	※３	Ａと契約

※１ 各地域が市町村内の一部地域である場合は、当該市町村に対する手続き。　※２ 登録の具体的な手続きは、現行の他の特例介護サービス（基準該当サービス等）を参考に今後お示し予定。
※３ Ｃは一般市であり、基本的には**指定サービス**としての実施を想定。通常の事業の実施地域を越えてサービス提供する場合、５％加算（中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算）による対応が可能。

特定地域の指定に向けた検討の進め方

ⅰ　**都道府県**において、国が示す基準（素案）に**該当する市町村をピックアップ**し、**当該市町村に対して検討を促す**。

ⅱ　**当該市町村**は、地域の人口動態やサービス提供体制等の実情を把握している保険者として、次の分類に則して、**特定地域の指定の要否を検討**。

ア　管内に**事業所がある場合**

- 特定地域の指定を受けることで、**特定地域サービス又は特定地域居宅サービス等事業を活用できる**ようになる。

イ　管内に**事業所がなく**、**他の地域に所在する事業所からサービス提供を受ける場合**

- 特定地域の指定を受けることで、**特定地域居宅サービス等事業を活用できる**ようになる。
- また、事業所が所在する**他の地域が特定地域の指定を行った場合**には、**当該他の地域に所在する事業所から特定地域サービスの提供を受けられる**ため、**当該他の地域の保険者とも連携して、検討すること**。

ⅲ　**当該市町村の意向**を踏まえて、**都道府県が規則等において対象地域を指定**。

①特別地域加算・離島等相当サービスの対象地域（市町村の全域指定・一部指定いずれも含む）

- **特別地域加算・離島等相当サービスの対象地域リスト**（p.47～）をもとに、**都道府県から該当市町村に対して検討を促す**。

②「75歳以上人口密度＝５人/㎢未満」または「75歳以上人口＝1,000人未満 かつ 減少」である地域

- 住基データ等に基づき、**都道府県においてこの基準（素案）に全域単位で該当する市町村のリストを作成**し、**都道府県から該当市町村に対して検討を促す**。
- **全域単位では当該基準（素案）に該当しない市町村**も、**一部地域（※）が当該基準（素案）に該当する場合**には、当該一部地域を指定することが可能。**市町村において地域ごとの状況（基準の該当・非該当）を確認**し、地域の指定の要否を検討。
 ※　旧市町村単位、行政区単位、日常生活圏域単位を想定。
- 「75歳以上人口密度」「75歳以上人口」は、**足下のデータ（例：2025年）**、
 「75歳以上人口変化率」は、**直近３年間の変化率（例：2022年→2025年）**を確認することが考えられる。
 参考：2020年の人口データと2025年の推計値を基に、基準（素案）に全域単位で該当する市町村のリストを作成（p.56）。

③訪問介護など、特定のサービス類型の事業所が「ない」又は「残りわずか、かつ当該事業所が廃止を検討している」地域

- 都道府県が指定権者となっている事業所の情報については、**都道府県が保有する事業所台帳等で確認**。
- ③の状況に該当する地域（※）について、**都道府県から該当市町村に対して検討を促す**。
 ※　市町村全域単位、旧市町村単位、行政区単位、日常生活圏域単位を想定。

特定地域（中山間・人口減少地域）の考え方（素案）②

特定地域の考え方（素案）②

指標・基準の考え方

○　以下の基準に該当する地域について、市町村が特定地域としての指定の要否を検討し、その意向を踏まえて都道府県が対象地域を定める。

①　**特別地域加算・離島等相当サービスの対象地域（市町村の全部指定・一部指定いずれも含む）**は、国が示す基準に含めることとする。

②　①に該当しない場合、例えば、**ア～ウの指標の組合せにより、**特別地域加算・離島等相当サービスの対象地域と同様の現状にある地域が含まれるような**市町村単位の基準**を設定し、**当該基準を満たす市町村（全域単位）を指定**することを可能とする。

考えられる指標

ア．75歳以上人口密度（x人/㎢未満）
：特に居宅サービスにおける介護サービス提供の困難さに着目した基準設定
※特別地域加算・離島等相当サービスの対象地域に係る規定において、指定サービス等の確保が著しく困難である理由の例示として「人口密度が希薄であること」を規定している。

イ．75歳以上人口（y人未満）
：地域の規模、介護サービスの需要に着目した基準設定

ウ．75歳以上人口変化率（z%未満）
：介護サービスの需要の減少に着目した基準設定

③　①及び②に該当しない場合、

⑴　**市町村内の一部地域**（※）において、**②の基準に該当する地域**

⑵　特定のサービス類型の事業所が地域に存在しない、事業所が僅少かつ当該事業所が廃止を検討しているなど、**現に指定サービス等を前提としたサービス基盤の維持が困難である地域（市町村の全域 or 一部地域**（※）**）**

を指定することも可能とする。

※　③における一部地域の範囲（エリア設定）は、旧市町村単位、行政区単位、日常生活圏域単位が考えられる。

特定地域（中山間・人口減少地域）の考え方（素案）②

特定地域の考え方（素案）②

指標・基準（イメージ）

「75歳以上人口密度＝５人/㎢未満」または「75歳以上人口＝1,000人未満 かつ 減少」

①「75歳以上人口密度＝５人/㎢未満」とする考え方

- **特に居宅サービスにおける介護サービス提供の困難さ**に着目し、**75歳以上人口密度を基本指標**とする
- 特別地域加算の対象市町村（全域指定）における75歳以上人口密度の分布を踏まえると、**中央値（3.8人/㎢）**を捉えることが適当であり、同様の現状にある地域を含む基準設定とする観点から、平均値（7.2人/㎢）も踏まえ、**５人/㎢未満**とすることが適当

②「75歳以上人口＝1,000人未満 かつ 減少」とする考え方

- ①に該当しない場合（75歳以上人口密度＝５人/㎢以上の地域）であっても、**地域の人口規模や利用者の減少によって事業所の維持に課題を抱える地域**への対応として、**75歳以上人口**及び**75歳以上人口変化率**を指標とする
- 特別地域加算の対象市町村（全域指定）における75歳以上人口の分布を踏まえると、**中央値（725人）**を捉えることが適当であり、同様の現状にある地域を含む基準設定とする観点から、平均値（1,146人）も踏まえ、**1,000人未満**とすることが適当
- さらに、現に介護サービスの需要が減少しており、**介護サービスの事業継続に課題が生じている地域**を捉える観点から、**75歳以上人口が減少**していることを要件とする

（参考）この場合、基準に該当するのは356市町村（20.5%）

- 特別地域加算の対象市町村（全域指定）：299市町村
- 「75歳以上人口密度＝５人/㎢未満」で新たに該当するもの：40市町村
- 「75歳以上人口＝1,000人未満 かつ 減少」で新たに該当するもの：17町村

中山間・人口減少地域に関する対応①

◇ 第10期計画の記載イメージ【①課題設定】

《市町村計画》

・Ｘ市 （の○○地域）においては、**訪問介護の提供事業所が残り１つ**となっており、広域の個別訪問が必要となっており、サービス基盤の維持に課題を抱えている。

・Ｚ市においては、人口減少と高齢化が急速に進行しているところ、**介護事業所の撤退や縮小が生じた場合、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念**される。

・Ｐ村では、高齢者人口の減少に伴い、**特養の入所待機者数は減少傾向**、かつ、**将来推計を踏まえると稼働率の維持も困難**である一方、在宅の高齢者や障害者の支援の充実が必要。

《都道府県計画》

・Ｘ市（の○○地域）においては、**訪問介護の提供事業所が残り１つ**となっており、広域の個別訪問が必要となっており、サービス基盤の維持に課題を抱えている。

・Ｚ市においては、県内において特に人口減少と高齢化が急速に進行しているところ、**介護事業所の撤退や縮小が生じた場合、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念**される。

・Ｒ老人福祉圏域の高齢者人口の減少に伴い、Ｐ村に所在する**特養の入所待機者数は減少傾向**、かつ、**将来推計を踏まえると稼働率の維持も困難**であるが、圏域内の在宅の高齢者に対する福祉の提供には課題が生じている。

◇ 課題整理・検討の進め方【①サービスの提供体制等の状況の把握】

・特定地域の候補となる地域について、都道府県の支援のもと、各市町村において足元の状況等を把握

- ☑ **事業者のサービス利用者の状況**（高齢者の居住範囲、利用者数・充足数の推移）
 - 地域包括ケア「見える化」システム
- ☑ **事業者の人材の状況**（職員の配置状況等）
 - 介護サービス情報公表システム
- ☑ **事業者の経営情報の確認**（財務諸表情報）
 - 介護サービス情報公表システム
- ☑ **介護サービス提供量の状況**（自自治体の各介護サービス提供量と全国平均との比較）
 - 介護SCR

・特に状況が厳しい事業者（提供圏域が広大、充足数が逓減傾向、収支が赤字、人材不足が慢性化 等）に対するヒアリング等を実施

中山間・人口減少地域に関する対応②

◇ 第10期計画の記載イメージ【②取組事項】

《市町村計画》

・Ｘ市は、Ｙ県と連携して、重点的な人材確保・生産性向上・経営改善等の支援策（○○補助金、○○事業）の活用を図るとともに、**第10期計画期間中に特例介護サービスの新たな類型を活用すること**について、地域における関係事業者や住民など、関係者の意見を幅広く聞きながら、**検討する。**

・Ｚ市は、Ｙ県と連携して、重点的な人材確保・生産性向上・経営改善等の支援（○○補助金、○○事業）を行いつつ、**第10期計画期間中に、地域における中心的な役割**（一定期間の事業継続・連携の強化）**を担う事業所との連携方策を検討する。**

・Ｐ村は、Ｙ県と連携して、**特養の一部を地域福祉の増進に資する他の用途**（高齢者向け住まい、障害福祉サービス事業所、その他の用途等）**に転用すること**について、地域住民や関係者の意見を聞きながら**第10期計画期間内に検討を進める。**

《都道府県計画》

・Ｙ県において、重点的な人材確保・生産性向上・経営改善等の支援（○○補助金、○○事業）を行いつつ、**第10期計画期間中に特例介護サービスの新たな類型を活用すること**について、**Ｘ市と連携し**、地域における関係事業者や住民など、関係者の意見を幅広く聞きながら、**検討する。**

・Ｙ県において、重点的な人材確保・生産性向上・経営改善等の支援（○○補助金、○○事業）を行いつつ、**Ｚ市と連携し、第10期計画期間中に、地域における中心的な役割**（一定期間の事業継続・連携の強化）**を担う事業所に対するインセンティブの付与を検討する。**

・Ｙ県において、**特養の一部を地域福祉の増進に資する他の用途に転用すること**について、財産処分の際に国庫納付を求めない特例の活用や整備に必要となる経費の支援を行うことを含め、**Ｒ老人福祉圏域と連携し、**地域住民や関係者の意見を聞きながら**検討する。**

◇ 課題整理・検討の進め方【②都道府県・市町村間の情報共有、対応策の議論】

・①で把握された課題を踏まえて、各地域における今後のサービス確保に関する認識・リスクを議論
（計画策定プロセスを見据えて、今夏中を目途に実施することが望ましい）

・課題への対応策について、本年秋以降引き続き検討（計画策定委員会での議論、老人福祉圏域単位の議論、県と市の個別の議論 等）

- ☑ **人材確保・生産性向上・経営改善の支援策**
- ☑ **地域における中心的な役割**（一定期間の事業継続・連携の強化）**を担う事業所等へのインセンティブの活用**
- ☑ **既存施設の有効活用**（補助金により整備した施設の財産処分の際の国庫納付免除の特例の活用を含む。）
- ☑ **特例介護サービスの新たな類型の活用**

中山間・人口減少地域に関する対応③

（参考）第10期基本指針案（抜粋）

第二　市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

二　市町村介護保険事業計画の基本的記載事項

4　二千四十年を見据えた中長期的なサービス提供体制の確保に関して取り組むべき事項

（一）地域の実情に応じたサービス提供体制の確保

イ　市町村は、一の２のとおり、被保険者の現状と見込み、保険給付の実績、指定事業所の運営状況（定員充足率、稼働率、利用者数の推移等）等を確認し、必要となるサービスの提供体制の現状を把握すること。その際、特例介護サービスの実施地域、特別地域加算の算定事業所が所在する地域、指定事業所が寡少である地域等がある場合には、サービス提供状況の現状や事業所の運営状況等の確認により、サービス提供の課題に係る実態を把握すること。

ロ　中山間・人口減少地域では、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、その需要に応じて計画的にサービス基盤の維持・確保を図る必要がある。地域における中長期的な人口構造の変化の見通しを踏まえながら、**市町村介護保険事業計画作成委員会等の場において、次の手順に従い議論すること**。

（イ）　指定サービスの実施を基本とし、人材確保や生産性向上に係る支援を行うこと。

（ロ）　指定サービスの確保に係る施策を行っても、指定サービスのみによるサービス提供体制の維持・確保になお課題を抱える場合については、特例介護サービスの導入について検討すること。

（ハ）利用者数の減少等により給付によるサービス維持が困難な状況にある場合には、被保険者等の意見を丁寧に聴きながら、給付サービスに代えて特定地域居宅サービス等事業の導入について検討するなど、地域の実情に応じた対応について議論すること。その際、介護需要に対し介護サービスの提供量が過少にならないよう十分に留意すること。

ハ　既存の地域資源を有効に活用する観点から、例えば、以下の取組を行うこと。

（イ）国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例の活用を含めた、既存施設の有効活用に向けた議論。

（ロ）老朽化した施設の建て替えや必要な修繕を計画的に行うとともに、必要な介護サービスが提供されるよう、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域を支えるという視点で整備を進めていくこと。

　また、離島や過疎地域等に所在している小規模介護老人福祉施設（以下「小規模特養」という。）については、地域において必要な介護サービス提供が継続されるよう、都道府県と連携を図りつつ、地域住民と協働しその地域における小規模特養の在り方を含めて議論すること。

中山間・人口減少地域における主な対応策

対象地域が「特定地域」であるもの

☑ 特定地域サービス（介護給付）

・包括的な評価の仕組み（月単位の定額報酬）や配置基準の弾力化（管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤の緩和等）の活用。※今後、介護給付費分科会において具体の基準・報酬等について議論予定。

☑ 特定地域居宅サービス等事業（地域支援事業）

・介護保険財源を活用して、特定地域サービスにおける報酬分に加えて、通常の圏域を超える移動経費等も含めて、事業費として支払うもの。※今後、介護保険部会において制度設計や事業費・上限の考え方等について議論予定。

☑ 補助金により整備した施設の財産処分の際の国庫納付免除の特例（既存施設の有効活用）

・国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求めない特例。
※具体的な内容は介護保険部会意見書p.11を参照。今後、通知等において詳細を提示予定。

その他の主な対応策

☑ 特別地域加算◎（15%）、中山間地域等における小規模事業所加算◎（10%）、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（５%）

・中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対して訪問系サービス等を提供した場合、介護報酬における加算で評価。※対象地域は各加算ごとに規定。◎は別途、低所得者に対する利用者負担額の減額（10%→９%）の軽減措置あり。

☑ 基準該当サービス（介護給付）

・指定基準の一部を満たしていないものの、指定基準を踏まえて都道府県が条例で定める基準に該当する居宅サービス等を保険給付の対象とできるもの。※対象地域の限定なし。

☑ 離島等相当サービス（介護給付）

・市町村等（保険者）の判断により、一定の質を持つ居宅サービス等を保険給付の対象とできるもの。
※対象地域は883市町村（全部指定291、一部指定592）。

☑ 地域における中心的な役割（一定期間の事業継続・連携の強化）を担う事業所等へのインセンティブ

・法人や事業所間の連携において中心的な役割を果たす法人・事業所に対して、ＩＣＴ等のテクノロジー導入に係る補助金等による支援を行うもの。※今後、介護保険部会等において具体的な内容・要件、対象地域等について議論予定。

第10期計画の記載イメージ、課題整理・検討の進め方

・医療・介護連携の推進

- 介護と医療の複合ニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、適切な医療・介護サービスの提供体制、連携強化について各地域で検討を行う。

（注１）取組状況について、例年実施している各地方厚生（支）局における介護保険事業計画に関する都道府県ヒアリングに合わせて、フォローアップを予定。

（注２）お示しする段取りは一例であり、既に具体的な取組を開始している都道府県においては、引き続き当該取組を継続いただいて差し支えない。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医療・介護連携の推進①

◇　第10期計画の記載イメージ【①課題設定】

《市町村計画》

※在宅医療の圏域を念頭に記載

- Ａ市は**山間部が多く、住宅が点在**しており、車移動は必須である。
- Ａ市は**訪問系サービス、在宅医療の供給量が少ない**。

《都道府県計画》

※老人福祉圏域を念頭に記載

- Ｂ圏域は**山間部が多く、住宅が点在**しており、車移動は必須である。
- Ｂ圏域は**訪問系サービス、在宅医療の供給量が少ない**。

◇　課題整理・検討の進め方【①医療介護サービスの提供体制の状況の把握】

- 以下の事項について、**都道府県において整理**し、**市町村に共有**
- 介護事業所や医療機関からの**ヒアリング**、**協議の場における議論等**も組み合わせて、地域の実情を把握

- 各老人福祉圏域・市町村等の**人口動態、地理的特徴、社会資源等**について課題を把握（p.10と同様）

- 各老人福祉圏域・市町村等の**医療介護サービスの提供体制**について、**現状の把握と将来推計**を行い、**地域課題について関係者間で共有**を図る
 - ☑ **医療機能を有する介護サービスの供給体制**（介護老人保健施設、介護医療院等の状況 等）
 - 介護SCR 等　※ユースケースを参照（p.59～）
 - ☑ **医療・介護連携の状況**
 - 医療介護連携に関する加算の算定状況 等

医療・介護連携の推進②

◇ 第10期計画の記載イメージ【②取組事項】

《市町村計画》
※在宅医療の圏域を念頭に記載

・Ａ市においては、協力医療機関を設定できている高齢者施設が少なく、**マッチングの取り組みを強化**する必要。

・Ａ市においては、ｘ病院に病床削減の意向があり、**慢性期医療等に係るニーズの受け皿の検討**が必要。

《都道府県計画》
※老人福祉圏域を念頭に記載

・Ｂ圏域においては、協力医療機関になり得る医療機関が少なく、**圏域外の医療機関との連携**も含めた検討が必要。

・Ｂ圏域においては、ｘ病院に病床削減の意向があり、**慢性期医療等に係るニーズの受け皿の検討**が必要。

◇ 課題整理・検討の進め方【②都道府県・市町村間の情報共有、対応策の議論】

・以下の事項について**都道府県と市町村で認識を合わせた**上で、**協議の場で議論**を実施

・**協力医療機関を定めていない高齢者施設等のリスト化**等により、 高齢者施設等と協力医療機関の連携に向けた体制の整備

☑ **医療機関と介護施設の連携状況**（高齢者施設と協力医療機関のマッチング状況等）

医療介護連携に関する加算の算定状況、協力医療機関になり得る医療機関と、未対応の高齢者施設のリスト 等

※都道府県は協力医療機関に関する届出、在宅療養支援病院等の届出（病床機能報告等を参照）等も参照

・**慢性期の医療需要**に対する医療やケアが行われていると考えられる医療機関、介護保険施設等、在宅の受け皿としての検討

現状

☑ **慢性期医療の需要**

年齢階級別人口、患者調査、NDB 等

☑ **慢性期医療の供給総量**（施設や慢性期医療に対応する医療機関）

医療SCR 等　※都道府県は老人福祉圏域や都道府県単位も含めての検討を行う

将来

☑ **慢性期医療の需要推計**

将来推計人口（社人研）、介護SCR、将来推計 等

☑ **慢性期医療の供給総量推計**（介護保険施設や慢性期医療に対応する医療機関）

地域医療構想 等

第10期計画の記載イメージ、課題整理・検討の進め方

• 高齢者向け住まいの設置状況等の勘案

➢ 多様な介護ニーズの受け皿となっている有料老人ホーム・サ高住の入居定員総数等を把握し、介護サービスの見込み量等へ勘案する。

（注１）取組状況について、例年実施している各地方厚生（支）局における介護保険事業計画に関する都道府県ヒアリングに合わせて、フォローアップを予定。

（注２）お示しする段取りは一例であり、既に具体的な取組を開始している都道府県においては、引き続き当該取組を継続いただいて差し支えない。

高齢者向け住まいの設置状況等の勘案①

◇　第10期計画の記載イメージ【①課題設定】

《市町村計画》

・Ｘ市について、有料老人ホーム・サ高住において在宅サービスを受ける者が増加し、これら高齢者住まいが多様な介護ニーズの受け皿となっており、介護施設等との役割分担や棲み分けが課題。

《都道府県計画》

・Ｘ市について、有料老人ホーム・サ高住において在宅サービスを受ける者が増加し、これら高齢者住まいが多様な介護ニーズの受け皿となっており、介護施設等との役割分担や棲み分けが課題。

◇　課題整理・検討の進め方【①入居定員総数等の把握】

・都道府県等において、入居定員総数等の情報を把握し、市町村へ提供

☑ **管内有料老人ホーム・サ高住（有料該当）における入居定員総数**
（内訳として特定施設入居者生活介護の指定を受けていない住宅型有料老人ホームの総数）

☑ **（可能であれば）要介護者の人数や入居割合、入居者による在宅サービスの利用状況等**

- 有料老人ホーム：重要事項説明書等の記載数を計上する等して把握（令和７年６月時点情報）
- サ高住（有料非該当）：入居定員総数等（※）を把握。

※サ高住の場合は、住戸総数。
・要介護者数：サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムにより把握
（任意記載事項であるため、一部未入力事業者があるが、都道府県・政令市・中核市の場合、概数を把握可能）

高齢者向け住まいの設置状況等の勘案②

◇ 第10期計画の記載イメージ【②取組事項】

《市町村計画》

・都道府県から共有された**入居定員総数等を勘案**し、**介護サービス（特定施設、特養、老健、介護医療院）の見込み量**を定める。

・都道府県と連携して、入居者像やサービス提供実態が特定施設に近似する住宅型有料老人ホームについて**特定施設への移行を促す**。

《都道府県計画》

・市町村から報告のあった見込み量を踏まえ、都道府県として、**介護サービス（特定施設、特養、老健、介護医療院）の見込み量**を定める。

・各市町村と連携して、入居者像やサービス提供実態が特定施設に近似する住宅型有料老人ホームについて**特定施設への移行を促す**。

（注）有料老人ホームの登録制【P】との関係

・第10期計画期中に有料老人ホームの登録制が開始する【P】が、期中のサービス見込み量に大きな変動がないと見込まれるため、これによる計画変更の必要はない。

・登録制【P】の導入により、特に登録制の経過措置期間終了後は、登録有料老人ホーム入居者について、より詳細な情報の把握が可能になる予定であることから、第10期中においては第11期に向けた情報の精査・分析に努められたい。

◇ 課題整理・検討の進め方【②見込み量への勘案、特定施設への移行等】

・有料・サ高住の入居定員総数等により、**在宅サービス利用者のうち、高齢者向け住まい入居者の概数が可視化**

・これを、特定施設入居者生活介護をはじめとするサービスの必要な整備量の見込みを定める参考とする

- ☑ **特定施設の新規枠の設置または増枠の必要数**
 - 特定施設の定員に対する利用率、利用者の要介護度の状況等
 - 特定施設への移行を希望する事業者の有無（ある場合はその数）
- ☑ **更なる施設整備の必要性を踏まえたサービス見込み量**
- ☑ **在宅サービスの拡充の必要性を踏まえたサービス見込み量　　等**

・ここまでに把握された情報や介護保険施設の整備状況・計画や入所率及び保険財政への影響等を踏まえ、**特定施設入居者生活介護の整備量について新規開設分とは別に移行枠を設ける**など、必要に応じ**既存有料老人ホーム等の移行促進を図る**

・また、有料老人ホーム等について把握した情報や将来にわたる介護サービス見込み量を踏まえ、住宅担当部局とも連携し、まちづくりに関する取組（例：コンパクト・プラス・ネットワークの推進）との調和を図る

コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度

国土交通省

○ 都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながら、居住や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携して、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークの構築を推進。

○ 必要な機能の誘導に向けた市町村の取組を推進するため、計画の作成・実施を予算措置等で支援。

立地適正化計画 （市町村が作成）
【改正都市再生特別措置法】（平成26年8月1日施行）

都市機能誘導区域
生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

拠点エリアへの医療、福祉等の都市機能の誘導

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進
- ○誘導施設への税財政・金融上の支援
- ○福祉・医療施設等の建替等のための容積率の緩和
- ○公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり
- ○歩行空間の整備支援

歩行空間や自転車利用環境の整備

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール
- ○誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ
- ○誘導したい機能の区域内での休廃止について届出、市町村による働きかけ

居住誘導区域
居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

公共交通沿線への居住の誘導

◆区域内における居住環境の向上
- ○住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール
- ○一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

コンパクト・プラス・ネットワーク



立地適正化計画 ⇔ 地域公共交通計画 **連携**

好循環を実現

地域公共交通計画 （市町村・都道府県が作成）
【改正地域公共交通活性化再生法】（令和５年10月１日施行）

- ◆まちづくりとの連携
- ◆地方公共団体が中心となった地域公共交通ネットワークの形成の促進

①地域公共交通利便増進実施計画

ダイヤ・運賃等の調整による公共交通サービスの改善

- ○路線等の見直し
- ○等間隔運行、定額制乗り放題運賃等のサービスを促進 等

②地域旅客運送サービス継続実施計画

認定を受けた実施計画に基づき、新たな運送を実施

- ○地域公共交通の維持が困難と見込まれる場合、地域旅客運送サービスの継続を図るべく、地方公共団体が、関係者と協議の上、公募により新たなサービス提供者を選定

国土交通大臣の認定

関係法令の特例・予算支援の充実

立地適正化計画制度について

国土交通省

人口減少社会においては、生活に必要なサービスを維持するため、**都市の密度の維持**が必要
そのため、各市町村においては、都市再生特別措置法に基づき、**立地適正化計画**の策定を進め、**都市のコンパクト化を促進**

策定主体

市町村 （都市再生特別措置法第81条第1項）

計画の内容

✓ 人口、土地利用、交通の現状及び将来の見通し等を踏まえ、都市機能と居住を集約・誘導するエリアをそれぞれ設定し記載

都市機能誘導区域

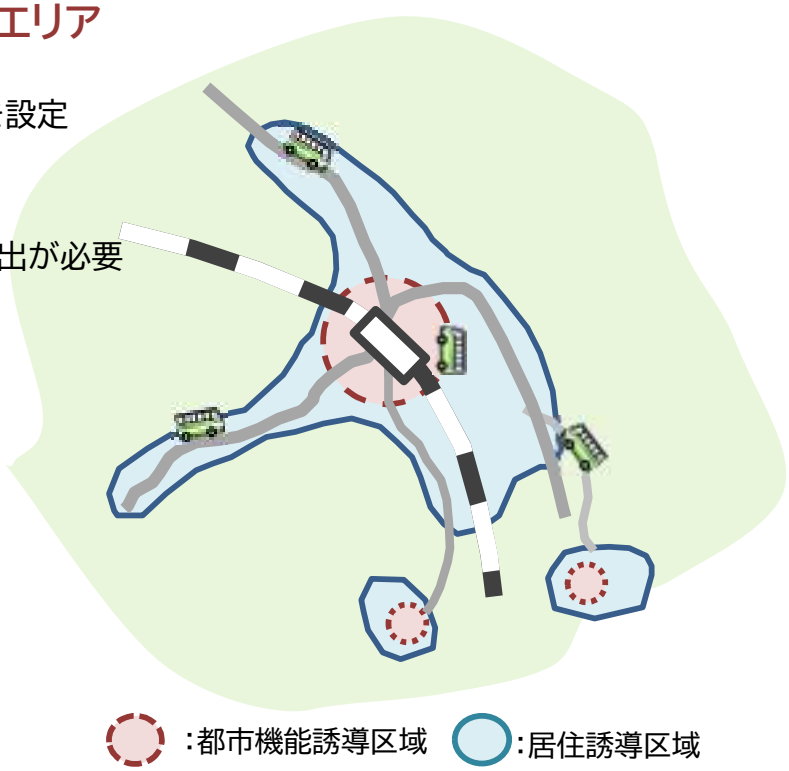
都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進を図るエリア

- 交通結節点や公共交通によるアクセスの利便性が高い区域など、都市の拠点となるエリアを設定
- 都市機能の増進を図るために誘導する施設（誘導施設）を計画に記載
 ※福祉施設、医療・介護施設、子育て・教育施設、商業施設等
- 計画に記載された誘導施設について、区域外での立地や区域内での休廃止を行う場合に届出が必要
- 容積率緩和制度や税財政・金融上の支援により、誘導施設の立地を支援

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリア

- 交通ネットワークや将来の人口予想等を踏まえ、居住を誘導すべきエリアを設定
 ※災害ハザードエリアになっている一部の地域については、誘導区域に設定不可
- 居住誘導区域が設定された場合には、区域外で行う一定規模以上住宅開発について届出が必要



✓ その他、誘導を図るための取組や都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）を記載

第10期計画の記載イメージ、課題整理・検討の進め方

• 人材推計を踏まえた介護人材の確保

➢ 地域の実情に応じたサービス提供体制の維持・確保に向け、今後の介護人材の必要数を推計した上で、供給面での目標を設定し、地域の関係者が協働して人材確保の取組を行うための検討を行う。

（注１）取組状況について、例年実施している各地方厚生（支）局における介護保険事業計画に関する都道府県ヒアリングに合わせて、フォローアップを予定。

（注２）お示しする段取りは一例であり、既に具体的な取組を開始している都道府県においては、引き続き当該取組を継続いただいて差し支えない。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人材推計を踏まえた介護人材の確保①

◇　第10期計画の記載イメージ【①人材推計】

《都道府県計画》

・2040年度（第10期計画期間終了年度（2029年度）を含む。）における**介護人材の需給推計の結果**

・加えて、第10期計画期間においては、入職経路ごとの人材供給の状況を踏まえた、**入職経路別の供給数の目標**

◇　課題整理・検討の進め方【①人材推計の実施】

・**足下の介護職員数や受給者数、サービス見込み量等の状況**【需給推計に必要】

- 介護職員数や受給者数：人材推計ワークシート（秋頃配布予定）、見える化システムで確認
 （参考：介護サービス・施設事業所調査や介護保険給付費実態調査 等）
- サービス見込み量：管内保険者が推計し、都道府県はそれを確認等した上で人材推計に活用

・**管内の離職率や再就職率の状況**【供給推計に必要】

- 人材推計ワークシートを確認。都道府県単位で設定。
 （参考：介護労働実態調査）

・**供給面での目標設定、管内入職経路ごとの人材供給状況の確認**

- 供給面での目標：以下に掲げる状況を確認し、関係機関や団体等と協議しながら定める
 （参考：介護サービス・施設事業所調査（R7年度結果より外国人の状況を追加予定） 等）。
 ・管内の介護福祉士養成施設や福祉系高校の定員充足率や卒業生の進路等の状況
 ・ハローワークや福祉人材センターの取組
 ・外国人材の受入状況　等
- その際、必要に応じて、管内保険者から人材供給状況を聞き取る。

人材推計を踏まえた介護人材の確保②

◇　第10期計画の記載イメージ【②介護人材確保に向けた取組・目標】

《市町村計画》

・推計結果を踏まえ、人材確保に向けて、各市町村の実情に応じて、都道府県と連携して**重点的に取り組む事項**を定める。

《都道府県計画》

・推計結果を踏まえ、人材確保に向けて、各都道府県の実情に応じて**重点的に取り組む事項**を定めた上で、**具体的な目標（取組による定量的な成果、時期）**を掲げる。

※具体的な目標や、それに応じた取組事項については、p.28の「総合的な人材確保対策と計画上の記載について」を参照。

※人材確保に向けた取組は、人材確保のためのプラットフォームを活用し、関係機関等が必要な連携をしながら、「多様な人材の確保・育成」、「離職防止・定着促進・生産性向上」、「介護職の魅力向上」、「外国人材の受入環境整備」などといったテーマに応じて行うことが想定される。

※プラットフォームの制度化は令和９年度からであり、第10期計画の策定に向けては、**例えば、既存の介護現場革新会議を活用すること**も考えられる。

◇　課題整理・検討の進め方【②取組・目標の設定】

・人材推計の結果を踏まえ、**介護人材確保に向けた具体的な取組や目標値・時期の設定**

- 既存の人材確保策の整理、取組状況の把握
- 基金事業など活用可能な施策の検討　等（取組例：入門的研修を行う養成施設と福祉人材センターが協力した人材のマッチング、福祉人材センターが持つ潜在介護福祉士に関する情報を活用したハローワークと連携した求人支援など）

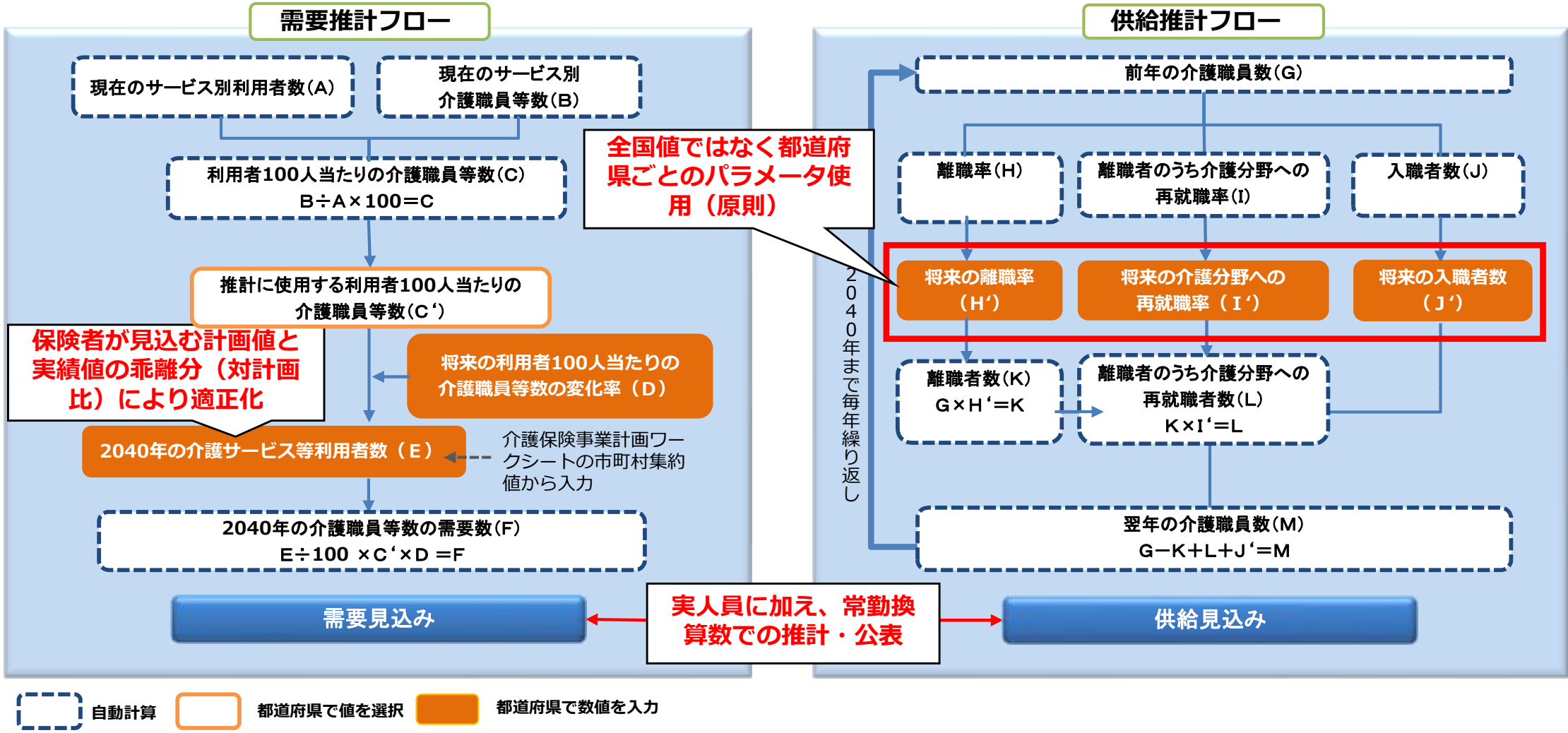
※人材推計における供給面での目標設定や、人材確保に向けた取組・目標の設定に当たっては、**人材確保のためのプラットフォーム等を活用**し、関係機関や団体等と協議すること。

人材推計等に係る今後のスケジュールについて（現時点案）

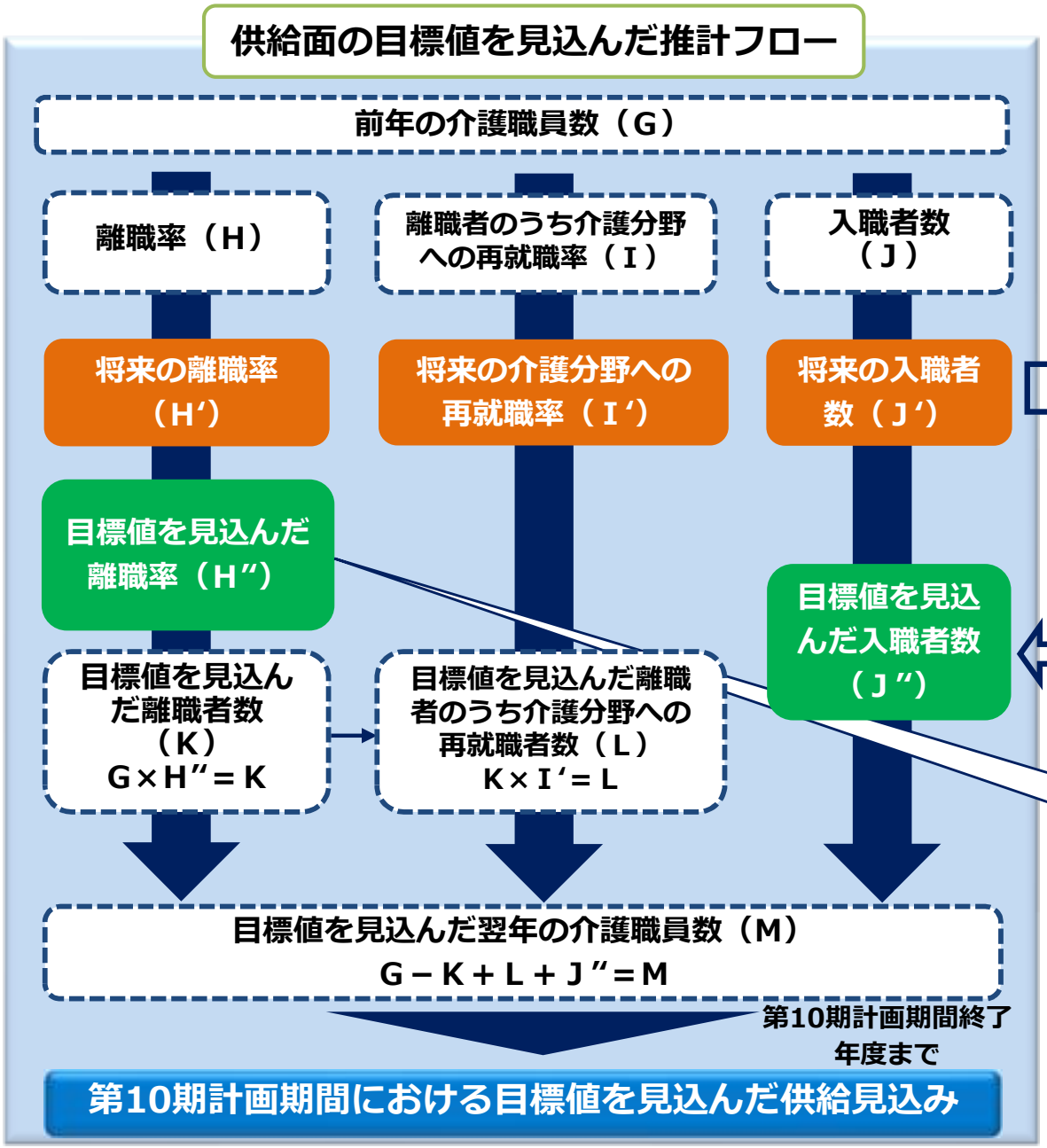
年月	市区町村	都道府県	国
令和８年６月			
７月			課長会議にて第１０期計画における主な改正点や留意事項など提示
８月	サービス見込み量の設定作業開始		
９月	サービス見込み量の報告（第１回）（地域区分や保険料等仮設定段階）	データの反映	人材推計ワークシートの配布（令和６年度介護職員数版）
10月		人材推計ワークシートの入力（令和６年度介護職員数）	
11月	・都道府県との調整		
12月		供給面での目標設定や、人材確保に向けた取組・目標の設定に向けて、人材確保のためのプラットフォーム等を活用し、ハローワークや労働部局を含む関係機関や団体等と協議（その際、既存の介護現場革新会議等を活用）	・令和7年度介護職員数の公表（予定）
			データの反映
令和９年１月			・人材推計シートの配布（令和７年度介護職員数）
２月		データの反映	
３月	サービス見込み量の報告（最終回）	・介護保険事業支援計画を議会へ報告 ・人材推計ワークシートや見える化システムでの入力（令和７年度介護職員数）	
４月～	第１０期介護保険事業計画期間開始		・推計結果の集計（最終報告分） ・推計結果の公表（夏頃）

介護人材需給推計における推計フロー（現時点案）

・従来の実人員による推計に加え、より実態に即した常勤換算数による推計を行うとともに、サービス見込み量のこれまでの実績なども踏まえた需要面の推計を実施。
・加えて、供給面からも地域における介護人材の入職や離職の実態等も踏まえた適切なデータを活用した精緻な推計を実施。
・また、供給面においては、現状推移シナリオによる推計（従前の推計手法）に加え、第10期計画期間中における目標値などを見込んだ推計を実施。その際、入職経路（①管内の介護福祉士養成施設等の新規学卒者の入職状況、②他分野から介護分野への入職状況、③外国人介護人材の受入状況など）も踏まえた推計とする。



供給推計（第10期計画期間）における目標値の反映について（現時点案）



★各ルートごとの目標値について関係機関と連携し、既存の会議体等も活用して目標値を設定する。
　また、ハローワークや福祉人材センターなどの無料職業紹介機関の役割が重要であり、ハローワークや福祉人材センターの支援体制も勘案の上、介護職員の処遇改善や離職防止・定着促進・生産性向上等の取組と一体となって無料職業紹介機関における供給目標を定めることが必要

入職者の内訳

- ①介護福祉士養成施設等からの新規入職者
- ②他分野からの入職者
- ③外国人介護人材の受入

介護福祉士養成施設からの入学者の増加の取組等による目標値反映後の「新規学卒等入職者数」の値を入力

他分野からの国内人材の参入促進（潜在介護職員含む）の取組による目標値反映後の「他分野からの国内入職者数」の値を入力

外国人介護人材の受け入れによる目標値反映後の「外国人介護人材」の値を入力

生産性向上等や職場環境改善等による目標値反映後の「離職率」を入力

ワークシートでの対応

自動計算　都道府県で数値を入力　都道府県で数値を入力

総合的な人材確保対策と計画上の記載について（現時点案）

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

①介護職員の処遇改善

○　介護人材の確保のため、これまでに累次の処遇改善を実施。
○　令和７年度補正予算により、職員の賃上げ・職場環境改善に向けた支援を実施。
○　令和８年度改定の実施

②多様な人材の確保・育成

○　介護福祉士修学資金貸付、実務者研修受講資金貸付、介護分野就職支援金貸付、再就職準備金貸付による支援
○　中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
○　多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
○　キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
○　福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付

③離職防止 定着促進 生産性向上

○　介護ロボット・ＩＣＴ等テクノロジーの導入・活用の推進
○　令和６年度介護報酬改定による生産性向上に係る取組の推進
○　介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
○　生産性向上ガイドラインの普及、生産性向上の取組に関するワンストップ相談窓口の設置
○　悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
○　オンライン研修の導入支援、週休３日制、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方事業の実施

④介護職の魅力向上

○　学生や保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
○　民間事業者によるイベント、テレビ、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知

⑤外国人材の受入れ環境整備

○　介護福祉士を目指す留学生等の支援
○　介護福祉士国家試験に向けた学習支援
○　海外13ヵ国、日本国内で「介護特定技能評価試験」等の実施
○　海外向けオンラインセミナー等を通じたPR
○　働きやすい職場環境の構築支援

計画上に記載する目標等の例

②多様な人材の確保・育成（新規・他分野）

○介護福祉士養成施設等からの新規入職者増加の取組
・修学資金貸付事業による貸付件数の増加
○○件　など

○他分野からの入職者
・介護分野就職支援貸付事業による貸付件数の増加
○○件　など

③離職防止・定着促進・生産性向上（離職率）

○生産性向上等による離職防止・定着促進等
・○○事業による介護ロボット・ICT等テクノロジー導入率　○○%増加　など

④介護職の魅力向上（新規・他分野）

○介護職の魅力発信の取組
・小中学校向けの出前講座回数　○○件
・介護の仕事の魅力を発信する動画再生回数
○○回再生　など

⑤外国人材の受入れ環境整備（外国人材）

○特定技能等の外国人材の受入
・○○事業の申請件数の増加　○○件　など

（上記の赤字は目標値を踏まえた供給推計と関連する部分）

第10期計画の記載イメージ、課題整理・検討の進め方

• 職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

➢ 地域の実情に応じたサービス提供体制の維持・確保に向けた生産性向上、経営改善支援等の施策について、地域で検討を行う。

（注１）取組状況について、例年実施している各地方厚生（支）局における介護保険事業計画に関する都道府県ヒアリングに合わせて、フォローアップを予定。

（注２）お示しする段取りは一例であり、既に具体的な取組を開始している都道府県においては、引き続き当該取組を継続いただいて差し支えない。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等①

◇　第10期計画の記載イメージ【①課題設定】

《都道府県計画》

現状
・県内Ｂ市は**高齢化率が県内において特に高く**、介護人材の不足が顕著である。
・県内Ｃ市においてケアプランデータ連携システム導入のモデル事業を実施。同市事業所における**導入率は○%から△%に上昇。**
・県内Ｄ町において、直近で**特別養護老人ホームの撤退が○件**あり、県内でも事業撤退が特に顕著である。

課題
・県内Ｂ市の介護サービスを維持していくため、**生産性向上等を通じた働きやすい職場環境の整備を推進**していく必要性がある。
・県全体での同システム導入率は□%にとどまっており、**更なる普及が課題。**
・県内Ｄ町における地域ニーズを踏まえた介護サービスの安定的な確保の必要性がある。

《市町村計画》都道府県計画と同様に、現状・課題を記載する。

◇　課題整理・検討の進め方【①取組状況の把握】

・都道府県は、**介護現場革新会議**（新設する介護保険法第120条の３に基づく協議会）において、①②をもとに**課題を整理**
（①②の結果を踏まえて、**一部の市町村の参画を促す**ことが考えられる。）
・また、都道府県は、人材確保プラットフォームと連携して、**人材確保の必要性の高い地域を把握し、当該地域を中心に**課題を整理することが考えられる。

①施策の取組状況・効果の把握
・都道府県から市町村に対して、市町村における**介護事業者数や足元の経営状況等の課題の整理**を促す
・都道府県は、市町村における課題を踏まえた上で、例えば**以下のデータを収集**
- ☑ **介護生産性向上総合相談センターの支援実績**
- ☑ **介護テクノロジーの導入率**（デジタル庁ダッシュボード）
- ☑ **補助金の交付実績**
- ☑ **ケアプランデータ連携システムの普及状況**（国より提供）
- ☑ **協働化・大規模化の支援実績**
- ☑ **介護事業者の経営情報（財務諸表情報）**（介護サービス情報公表システム）
- ☑ **介護人材の需給推計**

②データの分析
・都道府県は、データを踏まえて、例えば以下の事項について分析
- ☑ **補助金の交付実績と介護テクノロジーの導入率の相関**
- ☑ **優先的にテクノロジーの導入や、経営改善に向けた支援を実施すべき地域の選定　等**

職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等②

◇　第10期計画の記載イメージ【②目標・取組事項】

《都道府県計画》

パターン１

目標：県内Ｂ市における**テクノロジーの導入・活用を推進**する。

取組事項：県内Ｂ市において、**伴走支援やセミナーの実施**等、テクノロジーの導入・活用に向けた支援を集中的に実施する。

パターン２

目標：居宅サービス事業者の多い県内Ｃ市・Ｄ町において、ケアプランデータ連携システムの**導入率を○%まで向上**する。

取組事項：**Ｃ市・Ｄ町においてセミナーの実施等**、同システムの普及促進に向けた施策に集中的に取り組む。

パターン３

目標：県内Ｄ町において、所在する**介護事業者○件に対し、経営改善に向けた支援を実施**する。

取組事項：県内Ｄ町において、**生産性向上総合相談センターとよろず支援拠点、介護労働安定センターが連携**して、当該地域に所在する介護事業者に対し、**経営改善に向けた支援を集中的に実施**する。

《市町村計画》都道府県計画と同様に、取組事項を記載する。

◇　課題整理・検討の進め方【②目標・取組事項の設定】

・都道府県は、**介護現場革新会議**（新設する介護保険法第120条の３に基づく協議会）において、**ＫＰＩと取組事項を設定**
（①②の結果を踏まえて、**一部の市町村の参画を促す**ことが考えられる。）

・また、都道府県は、人材確保プラットフォームと連携して、**人材確保の必要性の高い地域について取組の方向性**を整理することが考えられる。

③目標（ＫＰＩ）の設定

・都道府県は、整理した課題を踏まえ、**ＫＰＩ案を都道府県介護現場革新会議に諮り**、参画者からの意見を踏まえて**ＫＰＩを設定**

④取組事項の設定

・都道府県は、目標を踏まえて、**重点的に取り組むべき事項**について整理

☑ **介護生産性向上総合相談センター（各都道府県のワンストップ型の窓口）における取組事項　等**

・この方向性に基づき、市町村に対して声掛けを行い、市町村は、特に中心的に支援を実施すべき事業者を選定する。

☑ **テクノロジーの導入や経営改善に向けた取組を優先的に推進していく　等**

・市町村は都道府県介護現場革新会議での議論や都道府県の取組事項を踏まえ、取組事項を設定

職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等③

（参考）おおいた高齢者いきいきプラン（大分県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画）＜第９期＞

第４章　必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくり

２　介護人材の確保・育成

（４）現場革新（介護現場の働き方改革）

■施策の方向

・介護現場における生産性向上に関するワンストップ窓口を大分県社会福祉介護研修センターに設置し、福祉関係者だけでなく、中小企業支援や雇用、教育などの多様な関係者と連携した取組を推進する体制を整備します。

・介護ロボット等に精通した介護ＤＸアドバイザーの支援により、介護ロボットの導入・活用を促進し、介護職員の精神的・身体的負担の軽減を図るとともに、サービスの質の維持・向上に取り組みます。特に入所系介護施設については、すべての施設に介護ロボットを導入するため支援します。

■目標指標

指標名	単位	令和４（2022）年	令和８（2026）年
		基準値	目標値
入所系介護施設の介護ロボット導入率	%	26.8%	100%

参考：大分県における取組内容（地域の関係者が連携した介護テクノロジー導入等の伴走支援例）

＜伴走支援とは＞

生産性向上・職場環境改善に向けた業務改善活動を介護事業所で「自律・自走」できるようになることを目指し、伴走支援者が委員会メンバーの一員として介入し、課題や解決策を自ら導き出せるよう支援する。

＜伴走支援の結果例＞

	コール対応	センサー対応	定期巡回対応	その他	合計
活動前	58分	2分	227分	193分	480分
活動後	41分	60分	0分	379分	480分

※活動前（2023.8）～活動後（2024.8）いずれも8日間の調査
※夜勤帯1日当たりの平均値
※実施内容：見守りシステム導入・業務オペレーションの変更等
※成果例：定期巡回対応の時間を削減し、残業時間減、休憩時間の確保（「その他」の時間）を実現

＜伴走支援実施までの流れ＞

大分県 → 設置・開催 → 介護現場革新会議 → 方針 → 介護生産性向上総合相談センター（大分県社協が受託） → 伴走支援実施 → 介護事業者

議題例：総合相談センターの運営方針の決定等
参加メンバー：全老健・老施協・社協・介護福祉士養成校・労働局・介護労働安定センター・地域の介護テクノロジー導入先進施設　等

介護テクノロジー等の相談窓口
相談員：２名
伴走支援員：2名（PT・OT）
その他：部長1名　班長1名

＜モデル事業所の創設や伴走支援者育成を通じた伴走支援体制の強化＞

大分県各圏域（６圏域）にモデル事業所を創設（伴走支援を実施した12事業所と先進事業所２事業所の全14施設）し、モデル事業所を拠点とした伴走支援体制や伴走支援者を育成するための仕組みを創設

① 窓口のホームページ（KAIGO SWITCH）に掲載し、取組を県民、介護事業所等に周知
（R４：2事業所　R５：６事業所（内先進事業者２事業所）　R６：６事業所）
② モデル事業所を起点とした、圏域別セミナーの実施（R７）
③ 「伴走支援者育成」研修の実施（R７）
・対象：モデル事業所等先進施設のプロジェクトリーダー
・修了者を「大分県伴走支援パートナー」に認証
・圏域別セミナーでの講師、伴走支援への同行

